

2018年度②

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法②

I 手形行為独立の原則について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕と〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電子機器の製造販売を主たる事業目的とする取締役会設置会社である。甲社の取締役は、代表取締役社長A、取締役副社長Bのほか、C D Eの計5名である。なお、甲社の定款規定に基づく取締役会規程においては、取締役会招集通知には会議の目的たる事項を記載すべき旨が定められている。

甲社は近年、事業環境の変化から、業績が悪化していた。Aは、研究開発力を高めて、既存事業を維持・拡張すべきことを主張していたが、他方、Bは、収益源を確保するため新規事業の育成を優先すべきことを主張しており、甲社の取締役会では、経営方針を巡ってAとBの対立が生じていた。

そのような中、Aは、取締役会を招集した。その招集通知には、「既存事業への設備投資の件」とのみ記載されていた。当該取締役会には取締役全員が出席したが、Bは、Aの経営方針に従えば早晩会社は倒産しかねないと考えて、Aを代表取締役社長の職務から解職する議案を動議として提出した。上記動議は、Aを退席させたうえ、Aを除く取締役4名全員の賛成により可決された（以下「本件決議」という。）。

Aは、招集通知に記載されていない事項について決議したこと、および、Aが議決に参加できなかったことを理由に、本件決議の無効を主張している。Aの主張は認められるか。（40点）

〔2〕 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、日用雑貨の通信販売を事業目的とする取締役会・監査役設置会社である。乙社は公開会社ではない。平成29年3月31日の時点で、乙社の資本金額は4000万円、総資産額は5億円、負債の合計額は4億円であった。乙社の取締役のうち、Pは代表取締役、Qは経理担当の取締役である。なお、Pはいわゆるワンマン社長であった。

平成29年6月、Pは、知人Rから、現金が必要になったので、R所有の不動産（以下「本件不動産」という。時価8000万円）を乙社に1億円で買い取ってほしいとの依頼を受けた。Pは、Rの依頼をQに相談し、何としてもこの依頼を受けるつもりであると告げた。これに対して、Qは、「本件不動産を購入しても本業にメリットはないし、買取価額にも疑問があるから、やめた方がいいのではないか。」と述べた。しかし、Pは、乙社のことは全て自分が決めると述べ、結局、独断で、乙社を代表して、本件不動産を1億円でRから購入した（以下「本件売買契約」という。）。Rは、売買代金として乙社から1億円を受け取ると、直ちに全額を自らの借金の返済に充てた。なお、Qは、Pから上記相談を受けた後も、取締役会を招集するなどの措置をとっていなかった。

その後、乙社では、内部監査により、Pが独断で本件売買契約を締結したことが発覚し、その調査を進める中で、上記の一連の経緯が明らかになった。また、Pが独断で本件不動産を購入したことにより、乙社には2000万円の損害が生じた。なお、本件不動産の購入は乙社の利益に何ら貢献していない。

以上の事実関係のもとで、PおよびQの乙社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について論じなさい。（40点）